第39回福島家庭裁判所委員会議事概要

第1 日時

令和5年6月9日(金)午後1時30分~午後3時30分

第2 場所

福島地方・家庭裁判所5階 第1会議室

第3 出席者

1 委員

浦野真美子(委員長)、菅野敏夫、紺野登喜子、坂本真一、中田和宏、中村 英康、堀田さつき、牧野宇周、渡辺慎太郎(五十音順、敬称略)

2 説明者

山口事務局長、菊池総務課課長補佐、丹野人事第一係長、森田首席家庭裁判所調査官、河合次席家庭裁判所調査官、高木家庭裁判所調査官、中澤家庭裁判所調査官、菅原首席書記官

3 係員

赤津総務課長、渡邊総務課広報係長

第4 開会等

- 1 開会
- 2 委員長挨拶

第5 議事及び質疑応答の要旨

- 1 採用広報について
 - (1) 説明:採用広報についての説明

(説明者: 菊池総務課課長補佐、丹野人事第一係長、中澤家庭裁判所調査官、 高木家庭裁判所調査官)

菊池総務課課長補佐及び丹野人事第一係長から、裁判所職員の職種・職員 採用の方法、受験者数及び採用の現状、広報活動状況について説明した。な お、広報活動状況の説明中、家庭裁判所調査官補のワークショップに関して は、中澤家庭裁判所調査官及び高木家庭裁判所調査官が実演を交えながら説明した。

(2) 意見交換 別紙のとおり

- 2 次回 (第40回) 開催について
 - (1) 日時 令和5年11月16日(木)午後1時30分
 - (2) テーマ追って定める。

第6 閉会

以上

(別紙)

意見交換・質疑応答の要旨

(委員)

以下の2点につき、確認したい。

- ①裁判所事務官の受験申込者が、平成27年から平成28年にかけて、500 0人程度減少した理由は何か。
 - ②仙台高裁管内の採用では、異動のない地域枠採用はあるのか。

(説明者)

- ①については、理由を把握できていない。
- ②については、異動のない地域枠採用の仕組みはない。東北管内全体として最終合格者を選定し、最終合格者の中から東北管内の各裁判所が採用する仕組みである。

(委員)

業務説明会の実施について、対象学年を大学3年生としている理由と実施時期 の設定理由を教えてほしい。

(説明者)

対象学年と実施時期については、東北管内で概ね共通している。公務員試験対策との兼ね合いから、大学3年生の秋頃には職種の周知を目的とした活動を実施する必要があると考えている。東北管内では、早いところでは9月から業務説明会を実施して、遅くとも年末には実施済みとなるようなスケジュール感で動いている。

(委員)

民間企業では、採用活動の開始時期が早期化している。それと比較すると、業務説明会の実施が大学3年生の秋頃だと遅いと感じる。例えば、パンフレットを見ると裁判所職員の中には教育学部出身の人もいるが、教育学部だと、3年生では教育実習を行っている。人と関わる仕事を希望する学生に対するアピールとい

う意味でも、裁判所職員という職種を知るきっかけとなる業務説明会をもっと早 めに行うといいのではないか。

また、学生には、大学に入る時点で、ある程度、やりたい仕事のイメージがあるのではないかと思う。裁判所はなかなか気軽に見学できない場所なので、裁判所職員の仕事を知るきっかけがもっと年齢の低い時期にあればいいのではないか。 具体的には、高校生ぐらいの生徒に職種の説明を行う機会があってもいいと思う。 それに加えて、裁判所職員になりたいという意思をより強く持つ人を対象として、 詳細な説明を行う業務説明会を催してはどうか。

(委員)

高校2年生の話になるが、生徒の職業選択を促す目的で、毎週くらいの頻度で、様々な業種の人が来校する等して業務説明が行われているようである。高校時代に職種に興味を持つことが、大学生になり職業選択を迫られた時や、公務員試験に複数合格した時等の選択に影響を与えるのではないか。今後、法教育と絡めながら、裁判所職員の職種の説明を高校生に対して行ってみてはどうか。内容は具体的な方がよいので、本日拝見した業務説明会等の説明資料でよい。

(委員)

裁判所でも、採用広報活動として、パンフレットやリーフレット、動画の作成 等を行っていることが伝わった。以下の4点についてお話ししたい。

- ①仕事の内容について学生らに伝える際、裁判官と他の裁判所職員がどのように関わり、個々の仕事が全体として社会にどう効果をもたらしているのかを説明すると、職業選択をする際にイメージしやすくなるのではないか。
- ②裁判所事務官と家庭裁判所調査官補の採用者に関して、男女比率はどのようなものなのか。また、学生らに対しては、ワークライフバランスの観点から、個々の職種でどのような制度を利用できるのかについて説明があるといいのではないかと考える。
 - ③県職員の募集の話になるが、募集が数名の職種でも応募が少ないことがある。

職種に特化したパンフレット等を作成するのはどうか。

④県職員の採用広報について、職種によっては大学へのOB訪問の機会を作る 等の工夫を行っているので、参考に紹介させていただく。

(説明者)

②については、令和3年度時点で、新採用職員における女性の割合は、66. 4%である。なお、令和3年度実績で、各役職段階に占める女性割合は、係長相 当役職で48.1%、下級裁課長相当職で30%であった。

(説明者)

家庭裁判所調査官補に関しては、新採用職員における女性の割合は、体感として6~7割程度である。福利厚生に関しては、育児に関する諸制度等が充実している。男性職員も含めて育児の諸制度を利用する者が多くおり、ワークライフバランスの取れた働き方が可能となっている。

家庭裁判所調査官は全国異動の職種であるため、座談会等で学生からライフステージに応じた福利厚生に関する質問も多い。質問を受ける都度、上記のような説明をしている。

(委員)

採用広報用のキャラクターは、あまり活用されていないのではないか。

業務説明会の時期については、私も、できれば今よりも早い時期での実施が望ましいのではないかと考える。

加えて、昨年度には、福島大学の授業の中で採用広報活動を実施したとのこと だったが、履修登録をする前に採用広報活動をする予定があることを周知できれ ばいいのではないか。

(委員)

以前の委員会において出前講義に関する広報活動が話題になった際も感じたが、 申込みを待つのではなく、積極的に依頼をする姿勢が必要だと考える。送付され たパンフレットにも、女性割合の記載がない等、積極性が薄い印象である。 裁判所職員の受験申込者数が伸びなくなっていることについては、現在の状況下であれば、スポットの当たる人気民間企業に希望者が集まるのは当然であるから、それに付随して、裁判所職員の受験申込者数が減少していくのも当たり前だと感じる。それにどうやって歯止めをかけるのかという視点で対応しないといけないと考える。パンフレットも人の目につきやすいところに置くべきである。

また、最近の状況からすると、広報活動にはSNSを利用せざるを得ないと思う。大事な広報ツールになると感じている。

加えて、「人物試験」という用語がパンフレット内で出てきたが、この用語は あまり使用していないと思われ、違和感を感じた。

(委員長)

広報動画をご覧になった感想をお聞かせいただきたい。

(委員)

どういう人を広報の対象にするのか、その層にどう受け入れられるのか、配慮 をしていくしかないのではないか。

(委員長)

業務体験やワークショップにより職種の魅力がどう伝わっていると感じるか、 お聞かせいただきたい。

(委員)

職種の魅力は、あまり伝わっていないのではないか。働きやすい職場であるということをアピールしているという話もあったが、今の時代、働きやすくて当然であると考える。働き方改革が推進されている中で、働きにくい職場というのは少ない。その状況下で、職種の魅力は何であるかや、裁判所で働くメリットを積極的に伝えないと、受験生が他の公務員と区別できないと思う。

先ほど、女性が働きやすいという説明があり、非常に納得した。しかし、その 説明が事前説明ではなく委員からの質問への回答内でなされたというところから、 受験生に広報したい内容について「裁判所職員の魅力」や「こんな職種がある」 という部分に固執しているという印象も受けた。現職の職員から感じる職種の魅力を、より具体的に分かりやすく伝えていく必要があるのではないか。

また、広報動画に関しては、再生回数が3000回というのは、少ないと思う。 他の委員の話にもあったように、誰に対して見せたいのか、疑問に感じる。動画 内では、様々な職種の職員が入り乱れて登場していて、理解しづらかった。職種 の違いが分かることが前提の内容になっていると感じた。

裁判所は特殊な機関であり、日常的に利用されない場所である。そして、裁判 所職員は、公務員の中でも専門性が高い職種である。福島県内には法学部がない 上、中高生にとって身近な存在ではない裁判所が採用広報をするのは、難しいと は思う。

(委員)

特に、裁判所事務官や裁判所書記官の仕事内容が伝わっていないと感じた。家庭裁判所調査官は専門性が非常に高く、仕事内容がイメージしやすいと思うが、裁判所書記官は、一般の方にとって、法廷に座っている人というイメージしかないのではないか。

私は、検察庁で仕事をしていて、公判の準備に当たり、裁判官と直接やりとりをすることもあるが、ほとんどの場合、裁判所書記官とやりとりをしており、公判の準備は、基本的には、裁判所書記官と一緒に進めていっているものだと思っているし、最終的な判断権者ではないが、裁判所書記官も記録を閲読して一緒に事件処理を行っているのだと考えている。

当庁でいうと、検察事務官がおり、検察庁の採用広報では、「一緒に捜査をする」というような表現をすることがある。実際に、検察官と検察事務官は、一緒に記録を閲読し、共に捜査をしている。裁判所の場合は、「一緒に裁判をする」とは言えないかもしれないが、実際の仕事内容についてより具体的に触れると、裁判に密接に関わる大事な仕事をしているということが伝わる広報ができるのではないか。

(委員)

職種の魅力という点で言えば、行政官庁と比較して、法曹関係の職種は、個別事件を解決することに特化しているという点に、特徴や難しさ、魅力があると思う。裁判所の手続を利用したことのない人にとってイメージしにくいのは、その特徴が原因だと考える。行政官庁であれば、例えば、道路等、一般の方に役立つという理念で働いていると思うので、イメージがしやすい。裁判所職員の魅力としては、個別事件を解決に導くという特徴を現職の職員の口から伝えていただけるといいのではないか。

1点、質問がある。採用後の職員の定着率はどのようなものなのか。定着率の 高さもアピールポイントになると思われる。

(説明者)

家庭裁判所調査官について言うと、あくまでも体感ではあるが、採用後の離職者が多いという印象はない。

以 上